

改葬手続きの流れ

改葬許可証は、現在遺骨が納められている墓地が所在する市区町村役場が発行します。
小松島市内の墓地から遺骨を移動させる場合、小松島市への改葬許可申請が必要です。

①改葬先を決める

手続きを始める前に、改葬先の墓地を決めておいてください。

②必要書類を準備し、提出する

申請書等は市民生活課（市役所 1 階②番窓口）で受取または、小松島市ホームページよりダウンロードしてください。

- 『改葬許可申請書』
必要事項を記入・押印の上、申請書の下部分に現在使用している墓地の管理者（寺院など）から埋葬・収蔵の証明を受けてください。
- 『受入証明書』又は『移転先の墓地使用許可証等の写し』
改葬先の墓地管理者（寺院など）から遺骨の受入を承諾する旨の証明書が必要です。受入証明書に記入してもらるか、墓地使用許可証等のコピーをご用意ください。
- 『墓地等使用者（権利者）からの承諾書』
現在の墓地の使用者と改葬申請者が異なる場合、使用者本人から改葬を承諾する旨の書面が必要です。（例：長男が現在使用している墓地の名義人で、次男が移転先の名義人兼申請人の場合、長男が改葬に同意している旨の承諾書が必要です。）
- 『申請者と死亡者との続柄がわかる書類（戸籍謄本、除籍謄本などの原本）』
- 『返信用封筒（宛先記入・切手貼付）』 ※許可証を郵送で受取希望の場合のみ

③許可証の発行

申請書の提出後、許可証の発行までには 1 週間程度かかります。ご了承ください。

④許可証を提出し、改葬の実施

現在使用している墓地から遺骨を引き取り、改葬先の墓地管理者へ改葬許可証を提出し、遺骨を納めてください。

〒773-8501 徳島県小松島市横須町 1 番 1 号
小松島市市民環境部市民生活課 公共交通・生活支援担当
電話：(0885) 32-2132 FAX：(0885) 33-2234
E-mail：shiminseikatsu@city.komatsushima.i-tokushima.jp